

## 魚津市公告第61号

魚津市の農業の振興に関する計画の変更案の縦覧について

魚津市の農業の振興に関する計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）施行規則第4条の5第1項第27号ロの規定により公告し、当該農業の振興に関する計画の変更案を、次により縦覧に供する。

魚津市の住民は、当該農業の振興に関する計画の変更案の縦覧期間満了の日までに、当該農業の振興に関する計画の変更案について、次により市に意見書を提出することができる。

令和元年8月20日

魚津市長 村椿 晃

- 1 魚津市の農業の振興に関する計画案の縦覧期間及び縦覧場所
  - (1) 縦覧期間 令和元年8月20日から令和元年9月19日まで
  - (2) 縦覧場所 魚津市釈迦堂一丁目10番1号 魚津市役所産業建設部農林水産課内
- 2 意見書の提出先、提出方法、提出期限及び注意事項
  - (1) 提出先 魚津市役所産業建設部農林水産課
  - (2) 提出方法 意見書の提出は、次の事項を記載した書面により行うこと。
    - ア 意見書提出人の氏名又は名称及び住所
    - イ 魚津市の農業の振興に関する計画の変更案に対する意見
    - ウ 意見書提出の年月日
  - (3) 提出期限 令和元年9月19日（縦覧期間満了の日）
  - (4) 注意事項 提出する意見の対象は、魚津市の農業の振興に関する計画の変更案に係るものであること。